

公益財団法人公益法人協会

第15回評議員会議事録

1 開催された日時 平成27年6月24日(水) 15時～17時20分

2 開催された場所 連合会館 205会議室

3 評議員総数及び定足数

総数 25名、定足数 13名

4 出席評議員数 21名

(出席) 石山 勉、伊藤博士、今井 渉、大貫正男、金子隆之、黒田かをり、小西恵一郎、
笹部俊雄、渋沢雅英、高橋陽子、谷井 浩、茶野順子、鶴見和雄、徳川義崇、
轟木洋子、中野佳代子、振角秀行、巻島一郎、宮崎幸雄、茂木義三郎、矢内 顯

(注) 小西評議員は15時08分(第2号議案説明時)に着席。

(欠席) 伊藤道雄、大西健丞、野村 萬、深尾昌峰

(監事出席) 谷村 啓、中田ちず子

(理事出席) 太田達男理事長、金沢俊弘専務理事、鈴木勝治専務理事

(議案説明及び報告) 太田理事長、金沢専務理事、鈴木専務理事

5 議題

決議事項

第1号議案 「議事録署名人の選出」の件

第2号議案 「平成26年度事業報告並びに同附属明細書の承認」の件

第3号議案 「平成26年度計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)及び同附属明細書
並びに財産目録の承認」の件

第4号議案 「理事の選任」の件

第5号議案 「監事の選任」の件

第6号議案 「評議員の選任」の件

第7号議案 「役員等候補選出委員会委員の選任」の件

第8号議案 「定款変更」の件 (特別決議)

報告事項

(1) 「東日本大震災草の根支援組織応援基金」の状況

(2) 平成27年度内閣府委託相談会

(3) 「関西相談室」リニューアルオープン

(4) C A P S 委託調査

(5) 非営利法人判例等研究会

(6) 非営利法人格選択に関する実態調査

(7) 内閣府F A Qとその対応

(8) 中国公益研究院の来日

(9) 「経営懇談会」設置の件

(10) 公益信託法改正研究会の検討経過

(11) 非営利組織の評価・認証制度に関する準備委員会

(12) 休眠預金等に係る法律案

6 会議の概要

(1) 定足数の確認等

冒頭で金沢専務理事より、評議員総数25名中20名が出席(その後1名が到着して21名となつた)、4名欠席予定であること、したがって開催要件の定足数たる過半数13名以上の出席を充足していること、また、第8号議案(定款変更)の特別決議に必要な評議員総数の3分の2以上(17名以上)の出席をも確保している旨の確認があり、続いて、同専務理事から本会議の議事進行について説明があった。

(2) 議案の審議状況及び議決結果等

定款の規定に基づき、高橋評議員会会長が議長として本会議の成立を宣し、議案の審議に移った。

○ 決議事項

第1号議案『議事録署名人の選出』の件

議長が、本評議員会議事録署名人2名の選出について諮ったところ、笠部俊雄、渋沢雅英の両評議員を出席評議員全員一致で選出した。

第2号議案「平成26年度事業報告並びに同附属明細書の承認」の件

第3号議案「平成26年度計算書類及び同附属明細書並びに財産目録の承認」の件

議長の求めに応じて太田理事長から、平成26年度事業報告に係る第2号議案の説明として、平成26年度事業計画にある5つの基本方針の実施状況等の総括につき、次のとおり事業報告があつた。

〔事業報告〕

＜基本方針1＞「Coming10委員会のこれまでの議論を踏まえ、同報告書の提出を待つて中期経営計画を策定し、近い将来予想されるポスト現執行体制の助走期間として位置付ける」

昨年6月の理事会に提出された「Project Coming10」(以下「C10」)委員会の提言を受け、役員等意見交換会、理事会を経、C10報告書の根幹となる部分を骨子とする「中期経営計画2015—2017年度」を策定、3月の理事会で決議を受け、この中期計画に沿って運営されることが承認された。

＜基本方針2＞「新規設立の一般法人に注視し、情報収集とその分析調査を行い、一般法人制度の推進を図るために支援に努める」

今後の非営利セクターで重要な役割を期待される一般法人制度について、出版物、セミナー、ホームページ等でその普及啓発と支援を目的とする情報発信に努めたが、その一環として、法人格選択に関する実態調査を日本NPOセンターと共同で行った。今後もデータベース、評価制度の構築など更なる対応施策が必要である。

＜基本方針3＞「新制度による法人運営についての支援を出版、Web、相談室、セミナー等各事業で強力に推し進めるとともに、法人職員層をターゲットにした能力開発支援にも配慮する」

書籍は新刊4点の発行、セミナーは会計、特別テーマによる開催及び35回の講師派遣に

より、役員や幹部職員だけでなく、一般職員の能力開発にも配慮したプログラム編成ができた。一方、中核的支援事業である相談室事業は移行期間の後半から面接・電話の相談件数が低下傾向にあり、今後はスカイプの利用、地方会計事務所等との提携によるテコ入れを図る。

＜基本方針4＞「法制、税制、会計及びその運用面において、前年度に引き続き、改善に向けた要望活動を行う。併せて行政庁による監督が、新法の理念に則し適正に行われるよう監視と要望を続ける」

税制では、社会福祉法人の介護保険事業非課税の見直しに端を発した公益法人等優遇制度全般の見直しの動きに対して守勢に回った感がある。一方、法制では、会社法の改正に連動した一般法人法の改正などに関する意見表明、公益信託制度の早期抜本改正要望や個別一般法人の公益不認定に対して反対表明を行った。これらはすぐに改善されるものではないが、今後もアドボカシー活動を継続する。

＜基本方針5＞「民間公益活動促進及び寄附文化醸成を目的として、そのインフラとなる海外を含む研究調査やデータベースの構築を引き続き行う」

当年度最大の調査研究として、「2006年英国チャリティ制度改革後の変容調査」を行った。日本の非営利制度の改革に対する示唆となり、成果は出版物として刊行する予定。また、香港の非営利団体C A P S の委託により、アジアの代表的なエクセレントN P O ケーススタディ調査の日本版として、さわやか福祉財団を取り上げた。

＜管理部門＞

財務面においては過去3期連続した赤字から脱し、12百万円の経常利益を得た。中期経営計画に沿い、健全な財務体質の構築を図る。また、会員数は4期ぶりにプラスに転じ、会費収益も回復した。なお、準会員の整理を進めた結果、普通法人の会員数としては1,423件と過去最高になった。

〔計算書類等〕

続いて、金沢専務理事より第3号議案について次のとおり説明があった。説明によると、26年度は3期連続の赤字を脱し、1200万の経常利益、全体では740万円の黒字となった。収益面では滞納会費の回収やセミナー、情報公開事業の增收が大きい。また、費用面ではコストダウンなど固定費の圧縮による急激な減少に成功した。内訳表では会費の配賦を7：3（前年度と同配賦比率）にし、收支相償は第二段階で800万円の黒字超過として計上した。しかしながら現在、年間公益目的事業費約2億円のわずか25%しか純資産がない。これではあまりにも財政基盤が脆弱であるので、せめて10年後には50%（1億円）まで増やすため、年間500万円ずつの黒字を何としてでも達成したい、とのことであった。

議案説明の後、谷村監事より監査方法の概要及び監査意見として、事業報告は法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めること、理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められないこと、また、計算書類及び附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認める旨の監査報告があった。

本案に関して、次の意見及び質疑応答があった。

(鶴見評議員) 26年度の黒字化については、大変評価できることである。健全な財務体質を維持していくことが必要であり、頑張っていただきたいと思う。その上で、基本方針1と5について質問したい。基本方針1については、公益法人協会は主に日本国内の課題に目が向いている協会であるが、15～20団体は途上国開発団体として海外で活躍している。2015年がミレニアム開発ゴールの最終年であり、持続的な開発目標という観点より、民間連携や若者の雇用といった点から、公益法人協会が果たす役割が変わってくるのではないか。27年度の計画はすでに策定されているが、意識として、新たな開発の世代に入っているということについて執行部の方には理解しておいて欲しい。基本方針5については、海外の開発機関との提携にどの様な効果を求めるのか、どのような役割を果たしていくのかお聞きしたい。また事業報告・決算報告について理事会でどのような意見があったのか開示して欲しい。

(太田理事長) 基本方針5で、国際協力、NGO活動に公益法人協会がどのような役割を果たせるのかということについてだが、さまざまな団体が加盟しているJANIC(国際協力NGOセンター)と一緒にになって、あるいはJANICのできないところを担当する。また、事業報告及び計算書類について、理事会では特に目立つ意見はなかった。

(小西評議員) 第3号議案について質問したい。流動負債において助成金のような交付決定後の資金を仮受金の科目にする例をあまり見たことがないが。指定正味財産ではないのか。

(金沢専務理事) 資金に対応する科目として、仮受金ということである。26年度の終盤に始まった事業がまだ完了していないので、会計上はそうしている。

(小西評議員) 経常費用の分け方は、事業費・管理費で区分されなくてよいのか。

(金沢専務理事) 定期提出書類のF表作成に便利な区分の仕方をしている。

(小西評議員) 貸借対照表にある貯蔵品は商品であるので棚卸資産と記載すべきではないのか。

(金沢専務理事) 書籍の在庫である。棚卸資産に当たるが、継続性という観点から従来の科目名である貯蔵品を継承している。

(小西評議員) 前年度との差異は、除却損か。

(金沢専務理事) そのとおりで、不良在庫の廃棄である。

(小西評議員) 正味財産増減計算書では、東日本大震災草の根支援組織応援基金に係る受取支援金と経常費用の支援費へ振り替えた差額が140万円ほど生じているが、これは何か。

(金沢専務理事) 昨年の理事会で承認いただいたが、寄附金のうち10%を事務費として頂戴している。25・26年度2期分の事務費がこれに当たる。

(小西評議員) 財産目録における職員退職給付引当金計の記載が、貸借対照表と一致しない。前年度の数字をそのまま使っているからではないか。また、貸借対照表の特定資産合計50,983,875円は附属明細書の特定資産計の期末帳簿価額42,833,305円と本来一致すべきなのにしていないのは間違いでないか。また、注記にある特定資産の当期増加額及び当期減少額が附属明細書にある特定資産の当期増加額及び当期減少額と一致していないのは間違いでないか。また、貸借対照表の什器備品及びリース資産の金額が注記にあるそれぞれの当期末残高と一致していないのは前期末の数値を使用したから間違ったのではないか。さらに、貸借対照表と財産目録の正味財産合計の金額が一致していないが

どうなっているのか。

(太田理事長) いくつか計算ミス、転記ミスがあるようなので、厳重に精査し、正しいものにするという前提でお認めいただきたいと思う。

(小西評議員) 計算書類を十分精査してから、評議員会に提出されるよう金沢事務局長に注意する。また、監事にも会計監査の徹底をお願いする。

(鶴見評議員) 理事会の計算書類の承認も、これと全く同じもので承認されているのか。

(太田理事長) 理事会も同じ書類により承認された。

審議の結果、第2号議案が、続いて計算書類等を執行部が早急に精査し、修正を行う条件付きで、第3号議案を出席評議員全員一致で可決した。

第4号議案「理事の選任」の件

議長の求めに応じて、太田理事長から、理事は全員が改選であるが、執行機関としての継続性の観点からも、全員が再任候補者とされたことについて説明があった。原案どおり選任されると、改選後の理事総数は15名(定数10~15名)である、とのことであった。

審議の結果、次のとおり選任を出席評議員全員一致で可決した。

(再任)

浦上節子、太田達男、片山正夫、金沢俊弘、岸本幸子、鈴木勝治、高宮 洋一、田中皓、長瀧重信、橋本大二郎、早瀬 昇、福原義春、堀田 力、松岡紀雄、山岡義典

任期はいずれも、選任された日から平成29年定時評議員会終結の時まで。

第5号議案「監事の選任」の件

同じく太田理事長から、監事は現3名のうち2名が改選であるが、いずれの方も専門職として貴重な存在であり、全員再任が提案されたことについて説明があった。原案どおり選任されると、改選後の監事総数は3名(定数2~3名)となり、また、監事選任議案については非改選の監事1名の同意を得ている、とのことであった。

審議の結果、次のとおり選任を出席評議員全員一致で可決した。

(再任)

中田ちず子、平川純子

任期はいずれも、選任された日から平成31年定時評議員会終結の時まで。

第6号議案「評議員の選任」の件

同じく太田理事長から、評議員の改選案について説明があった。説明によると、現評議員25名のうち、7名が改選、非改選は18名であるが、改選のうち1名は再任を希望せず、また、非改選のうち2名から、本評議員会終結をもって任期途中の退任の申し出があった。選出委員会では、6名の再任とともに、新たに5名を評議員候補者として選出した。原案どおり選任されると、評議員総数は改選前より2名増えて27名(定数20~30名)になる、とのことであった。

本案に関して、次の意見があった。

(鶴見評議員) ジェンダーバランスを考えると、女性の比率は評議員全体の3割以上を目指すくらいの配慮、方向性が欲しい。今後の改選の際には、ご考慮をお願いしたい。

(茶野評議員) 配布資料の中で、女性の候補者についてはジェンダーの観点から、という記載がある。それを読むと、数合わせのために女性であるから選ばれているのかと思ってし

まうので、今後はご配慮願いたい。

審議の結果、次のとおり選任を、出席評議員全員一致で可決した。

(再任)

今井 渉、大西健丞、茶野順子、鶴見和雄、中野佳代子、深尾昌峰

(新任)

秋山 孝二 (公財)秋山記念生命科学振興財団理事長

小方 泰 (公財)生協総合研究所専務理事

高橋 洋 (公財)東レ科学振興会専務理事

山本 雅貴 (公財)本田財団常務理事

吉井 實行 (公社)日本オーケストラ連盟専務理事

任期はいずれも、選任された日から平成31年定時評議員会終結の時まで。

なお、退任者3名は次のとおり。

(任期満了) 卷島一郎

(辞任) 金子隆之、矢内 顯

第7号議案「役員等候補選出委員会委員の選任」の件

議長より同議案の提案した経緯の説明に統いて、今井評議員の再任及び谷井評議員の新任に係る提案があった。審議の結果、原案どおり出席評議員全員一致で可決した。

第8号議案「定款変更」の件（特別決議）

議長より、本議案は評議員総数の3分の2以上の賛成が必要であることが説明され、続いて鈴木専務理事から議案説明があった。説明によると、今回の定款変更案は形式的な変更（第24条）、実質的な変更（第34条。会長職の設置）、そして一般法人法の改正に伴う変更（第40条）の三点である。このうち会長職については、古くは制度改革による移行の前は寄附行為により会長制度があり、それは理事長に対して「意見を述べる」業務執行のない平理事であった。今般、いろいろな事情を考えると会長職は必要だが、必ずしも業務執行理事にする必要はなく、業務執行理事に選定する必要があるときはその都度、理事会で決めることとなる、とのことであった。

本案に関して、次の意見及び質疑応答があった。

（鶴見評議員）新定款案にある「非業務執行理事等」の「等」とは何を指すのか。

（鈴木専務理事）監事を含むということ。業務を執行していない理事、監事を指している。

（茂木評議員）移行前の寄附行為にあった会長職を復活させるということになるが、会長と理事長のポスト、それぞれの役割はどうするのか。二頭体制に見えないか。

（鈴木専務理事）法人の政策面は、専ら理事長が行う。以前の会長職は、理事ではあるが実質理事長の諮問機関的なポストであった。会長にどのような職務を与えるかはその時の判断によることとなるが、形式面での説明としては、会長は執行理事になるかも知れないし、平理事かも知れないし、柔軟な体制をその都度とれるようにする趣旨である。

（太田理事長）とりあえずは、定款を変更するだけである。実際に会長と理事長を置くことになったときに、人事構成については適宜考えていきたい。なお、新規ポストである会長と異なり、理事長は定款上は必ず代表理事である。

（茂木評議員）区別がもう一つ、明確でない。外から見た場合、理事長はおそらく団体を代表

する方。会長は説明では諮問的な機関であり、現在置く予定はないものの、将来的にはその時に考えればよいという説明では透明性がないと、個人的には思う。妥当であると皆さんが承認されるのであれば、これ以上の発言は控えるが。

(石山評議員) 事業会社では会長職、社長職等、はっきり役員・取締役に関する規定を設けている。会長もその財団法人を代表するのであれば、明確な規定をしておくべきである。また、必要があるから会長職をつくるというのであれば、もう少し中身を固めるべきである。

(太田理事長) その時の経営環境等々に遭遇してみないと、分からぬことがある。現時点で規定することまでは、できかねる。

(石山評議員) それでは付帯決議として、会長職を置くときはその権限を定めるということはどうか。

(太田理事長) それは差し支えなく、結構なことだと思う。

(小西評議員) 表見代理のこともあり、説明責任を果たしていただきたい。財団法人では法律上、代表理事と執行理事、理事、監事と評議員しか存在しない。器の話ではあるものの、会長職に権限が発生してきたら困るのではないか。

(太田理事長) 会長の権限は今後、理事の職務権限規程を改定し、明確にすることとしたい。審議の結果、会長を選任する際には、理事の職務権限規程においてその役割を明確化することの要請付きで、原案どおり出席評議員全員一致で可決した(変更箇所は下記新旧対照表を参照)。

	新(変更後)	旧(変更前)
(招集の通知)	第24条 理事長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項等を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。	第24条 理事長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。
(理事の職務・権限)	第34条 3 理事会は、その決議によって、理事の中から会長1名並びに副理事長、専務理事及び常務理事各2名以内を選定することができる。	第34条 3 理事会は、その決議によって、理事の中から副理事長、専務理事、常務理事各2名以内を選定することができる。
(責任の免除又は限定)	第40条 2 この法人は、非業務執行理事等との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。	第40条 2 この法人は、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。
(附則)	附則(平成27年6月24日) 1. 定款第24条第1項、第34条第3項及び第40条第2項の変更については、平成27年6月24日より施行する。	

○ 報告事項

下記項目について、それぞれ担当執行理事より報告があった。

(1) 東日本大震災被災地支援「草の根支援組織応援基金」（金沢専務理事）

26年度の寄付金配分について改めて説明があり、配分後の大口寄付等により、期末の基金残高は1,004万円余であるが9月までに概ね半額を、残りは来年3月末までに、草の根支援組織に支出したい。そのためにも7月下旬に視察ツアーを実施する。今年度も、岩手県（陸前高田・大船渡・釜石方面）の視察を行う、との報告があった。

(2) 平成27年度内閣府委託相談会（金沢専務理事）

競争入札により内閣府から同相談会業務を6年連続で受託した。本年度は地方開催を前年度より3回多い8回、東京開催と合わせて都合、年間18回開催する、との報告があった。

(3) 「関西相談室」リニューアルオープン（金沢専務理事）

金沢専務理事から、これまで大阪コミュニティ財団にて開催していた関西相談室をリニューアルし、6月1日より大阪の上田公認会計士事務所にて実施しているとの報告があった。

(4) C A P S 委託調査（金沢専務理事）

第2号議案にて説明したため、省略。

(5) 非営利法人判例等研究会（鈴木専務理事）

今後増加するであろう非営利法人関係の裁判事例や行政庁の処分による制度運用の不具合を研究し、制度改善につなげるため、若手研究者を主体とする同研究会を発足させた旨、報告があった。

(6) 非営利法人格選択に関する実態調査（鈴木専務理事）

（認定特活）日本N P Oセンターとの共同研究による同実態調査のシンポジウムを、5月下旬に開催したとの報告があった。

(7) 内閣府F A Qとその対応（鈴木専務理事）

内閣府が4月に公表したF A Qについて報告があった。報告によると、F A Qには新規に追加されたもの、修正されたもの、従前のまま残っているものが混在し、これらを全部見ないと全体像が浮かんでこない。また、事業変更の場合変更認定申請が必要か、届け出だけでよいのか、届出も不要なのか、線引きが難しい。これについても3月にF A Qが出ているが、依然としてはっきりしない。そこで公法協では、収支相償と事業変更について、先日内閣府事務局と確認のための会合を行った。ある程度の感触がつかめたのでこれを近々文章化し再度内閣府とすり合わせた上、いろいろな場面で活用していきたいと考えている旨の説明があった。

(8) 中国公益研究院の来日（鈴木専務理事）

今月中旬に来日した北京師範大学・中国公益研究院による訪日視察団の構成、滞在中の訪問先等について説明があった。メンバーは総じて年齢層が若く、訪問先は内閣府、財務省、公益財団法人、社会福祉法人などであり、特に税制、高齢者のケア、公益信託制度について関心があり要望が高い、とのことであった。

(9) 「経営懇談会」設置の件（太田理事長）

理事会の決議により、常勤理事及び数名の外部理事による同懇談会を発足したが、助言ではなく意見交換の場とする旨報告があった。

本報告に関し、次の意見及び質疑応答があつた。

(小西評議員) 「役員懇談会」は、定款に規定する機関としてはどうか。委員の意見が法定上の機関である理事会・評議員会の意見を無視することになると、よろしくない。

(太田理事長) 執行権限を持たせるような形にするのは法律的に難しい。せいぜい、代表理事及び業務執行理事への助言機関とするくらいであろう。

(10) 公益信託法改正研究会の検討経過 (太田理事長)

法務省が商事法務研究会に委託し実施、太田理事長もメンバーの一人として参加している同研究会、これまでの論点について報告があつた。

(11) 非営利組織の評価・認証制度に関する準備委員会 (太田理事長)

日本財団において7回にわたり委員会が開催されていること、太田理事長が座長を務めているが、大勢意見により当面は評価に止まること、「逆依頼格付」からスタートし、数年後には依頼格付けへ進むのが今後の方向、7月からはいよいよ評価機関の設計に入るとの報告があつた。

本報告に関し、次の意見及び質疑応答があつた。

(鶴見評議員) 非営利法人の評価制度について、依頼格付、勝手格付の違いは何か。

(太田理事長) 依頼格付は、ぜひこの評価機関の格付をお願いしたいと、被評価者から依頼されて評価を行うもの。勝手格付は、機関が勝手に評価をするものである。

(鶴見評議員) 証明書を発行するようなイメージか。

(太田理事長) 少なくともホームページで公開するというもの。3か所(評価機構、公益法人協会、日本NPOセンター)のホームページが考えられる。証明(認証)は、しばらく評価実績を積んでからということとなろう。

(轟木評議員) どのくらい質の高い事業を行っているかを評価することは難しい。運営に関してはOKだというシールであって、事業に関しては分からぬ。評価を、一般的の寄附者に見てもらうか、役所の人に見てもらうかによっても違う。

(太田理事長) 事業評価は一切しないという結論。組織評価、ガバナンスに限られたものでやらざるを得ない。

(金沢専務理事) 社会福祉法人は、受益者が評価している。

(鶴見評議員) アメリカでは点数化している。点数を出すという仕組みを作っている。寄附者がこの団体は安心できないなあという印象を受けるかも知れない。

(茶野評議員) 助成財団の立場から言うと、評価の結果のみで助成の可否を判断することなく、事業内容等を考えて何を重視するかを考えるので、評価制度と課題に期待することは必要ない。ただし、このような評価制度を作る試みは必要と考える。

(鶴見評議員) 評価制度は財団が判断するだけではなく、個人が判断する大きなツールになり得る。全国的なプラットフォームになり得るのかなという期待感がある。

(12) 休眠預金等に係る法律案 (太田理事長)

休眠預金に係る関係議員連が法案骨子をWebで公表、現在パブコメが募集され、6月中

旬にコメントを提出した旨、報告があった。

本報告に関し、次の意見及び質疑応答があった。

(黒田評議員) 自分の法人でも、休眠口座に関しては研究会を立ち上げてパブリックコメントを提出した。助成財団の方は経験が豊富だと思うので、お知恵を出していただけるとありがたい。

(大貫評議員) 個々の公益法人の能力が世間に周知されれば、それは喜ばしいことである。

以上をもって議案の審議等を終了したので、17時20分、議長は閉会を宣し、解散した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、議長及び議事録署名人は記名押印する。

平成27年8月11日

議長

高橋 陽子

議事録署名人

笹部 俊雄

議事録署名人

渋沢 雅英

本議事録の作成にかかわる職務を行った者の氏名

公益財団法人公益法人協会

総務部総務担当課長 加藤 利文

総務部 松野亜希子